

『「北海道食の安全・安心条例」及び「北海道遺伝子組換え作物の栽培等
による交雑等の防止に関する条例」の施行状況』に対する意見

提出日 平成20年 9月19日

住 所 〒060-0003

電話番号 (011)221-4217

氏 名 社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子

平成17年の条例施行後、北海道においてミートホープの食肉偽装事件や石屋製菓の賞味期限付け替えなどの事件が相次ぎ、食の安全・安心を巡る情勢は治まるところか全国規模で悪化の状況を呈しています。

道条例が形骸化することのないよう以下の条項について強く要請いたします。

「北海道食の安全・安心条例」に対する意見

情報の提供（第10条）

- ・食の安全・安心に関する問題が生じた場合、正確な情報を迅速に道民に提供すること。

食品等の検査及び監視（第11条、第18条）

- ・ミートホープ事件等の再発防止のため、検査・監視体制を強化すること。特に社内及び社外からの通報に対しては慎重かつ厳格に対処すること。また、立入検査は抜き打ちで行うことを徹底すること。
- ・検査及び監視の結果、違反が明らかになった場合は道民に公表するとともに事業者に対し厳重な措置をとること。
- ・平成20年7月で20カ月齢以下の牛について牛海綿状脳症（BSE）の検査に要する国の補助がうち切られた。北海道はBSEの確認頭数が最も多く、未だBSEの発生経路、感染経路などが解明されていない状況にあるため、今後も全頭検査を継続すること。

研究開発の推進（第13条、第18条、第21条）

- ・BSEの原因究明に繋がる諸々の研究を推進すること。
- ・化学肥料や農薬を軽減する栽培技術の開発が進められているが、野菜の硝酸量は以前として多い。窒素量低減の研究開発を進め、実践指導すること。

農産物等の安全及び安心の確保（第17条）

- ・遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止に関して、平成19年度までの交雑等防止調査事業における試験調査での知見によると、「交雑混入防止措置基準」の隔離距離よりも遠い地点での交雑が確認された作物がある。20年度の試験調査結果を含め、より安全な防止措置基準を設けること。

提出先・問合わせ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課食品安全グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111

FAX 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp